



# 不利益処分についての 審査請求制度

姫路市公平委員会

## ◆ 制度の概要

地方公務員には、行政上の救済手続として不利益処分に関する審査請求（以下「審査請求」という。）の制度が設けられています。

この制度は、**一般職の職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分が行われた場合に、職員が公平委員会に対し審査請求をすることができる制度**です。

## ◆ 公平委員会に審査請求できる職員

審査請求できる職員	審査請求できない職員
一般職の職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般行政公務員</li> <li>● 教育公務員</li> <li>● 消防職員</li> <li>● 任期付職員</li> <li>● 再任用職員</li> <li>● 会計年度任用職員</li> </ul> ※退職した職員は、退職処分（懲戒免職、分限免職又はその他退職に関する処分）に限り、審査請求ができます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨時的任用職員</li> <li>● 条件付採用期間中の職員</li> <li>● 企業職員</li> <li>● 技能労務職員</li> <li>● 特別職の職員</li> <li>● 市立小中学校の教育職員 など</li> </ul>

## ◆ 審査請求の対象となる不利益処分

対象となる処分	対象とならない処分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 懲戒処分：免職、停職、減給、戒告</li> <li>● 分限処分：免職、休職、降任、降給</li> <li>● 任命権者が職員に対して行ったその他のその意に反すると認める不利益な処分</li> <li>● 職員がその意に反して受けたと思う不利益な処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訓告</li> <li>● 昇給延伸</li> <li>● 人事評価</li> <li>● 休暇の不承認</li> <li>● 口頭注意 など</li> </ul>

## ◆ 審査請求できる期間

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して**3月以内**にしなければなりません。

処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

## ◆ 審査請求の方法

### (1) 「審査請求書」の提出

審査請求は、「審査請求書」正副各1通を公平委員会に提出してください。提出方法は、持参又は郵送に限られます。メール、FAXによる提出はできません。

#### ◇ 「審査請求書」に必要な記載事項

- ① 審査請求人の氏名、住所及び生年月日
- ② 審査請求人の処分を受けた当時の職及び所属
- ③ 処分を行った者の職及び氏名
- ④ 処分の内容及び処分を受けた年月日
- ⑤ 処分があったことを知った年月日
- ⑥ 処分に対する不服の理由
- ⑦ 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別
- ⑧ 地方公務員法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- ⑨ 審査請求の年月日

### (2) 「処分説明書」の写しを添付

「審査請求書」には、正副ともに「処分説明書」の写しを各1通添付してください。

### (3) 代理人を選任する場合

代理人を選任する場合は、「代理人選任届」又は「委任状」を提出してください。

◆ 審査請求の流れ

